

平成二十六年十一月二十一日受領
答 弁 第 七 五 号

内閣衆質一八七第七五号

平成二十六年十一月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出バンクーバー総領事館で不適切な経理が行われていたことに関する第三回質問
に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出バンクーバー総領事館で不適切な経理が行われていたことに関する第三回
質問に対する答弁書

一について

お尋ねの答弁書は、外務省大臣官房において起案し、同省においてしかるべく決裁を経た上で、内閣として決定したものである。

二について

平成二十五年六月に在コンゴ民主共和国日本国大使館において公金が紛失していることが確認された後、同大使館以外の在外公館において公金が紛失した事例がないかについて外務省が行った調査が、同省大臣官房により行われたことは、先の答弁書（平成二十六年十月三十一日内閣衆質一八七第四〇号）五についてでお答えしたとおりである。

三について

外務省として、在バンクーバー日本国総領事館において、平成二十三年に千三百九十二カナダドル及び平成二十四年に三千三百六十九カナダドルの公金の紛失（以下「本件公金紛失」という。）が発生したこ

と、また、同総領事館から外務本省に対する報告が行われなかったことは遺憾であり、これらのことを厳粛に受け止めている。本件公金紛失に関し、外務省として、本件公金紛失が発生した当時の同総領事館の館長及び出納官吏について、同省の内規に基づき訓戒処分を行った。